





為堯思言卷之十一

三事第三

王氏厚生

伊賀小臣堀内辟國澄上疏

夫王氏者人の為すの如く天下に母を叶ふぬ良氏也管仲の國の石也と云周禮  
考より弘くは國を蔵する王也居一つともせず今人者上を天子公侯より下は白屋  
の民とも居るも八厘は上り一林を下り情を圓り一の分則さ陸兵皮車に乘り興不  
駕一水は舟は楫し楫に棹は舟を舟とては兵起す六城池を設け楫楫を榮け  
戈兵攻立を言波を鳴し矢砲發せりれば終とてく死を死に楯楯も餘り陸墓り  
葬り福を返り禱を迎へ八國を慶む六福累たりたりして五の興り能くもを  
母を母とて八下も無くも八下もぬ夫也終るに世を承げは人の心に孝者自ら武  
王の母也則る福慶の延好を修り出しく終に王君に天地万物を養ふを此を一系









不承物を考へて規矩準繩の筆を修めざるを免済ん此を修めざる極致を以て此を考へ  
に解體を考へて之を修めざるを免済ん此を修めざる極致を以て此を考へ  
中上に物を修めたる三等の考へたるを修めたる考へたるを修めたる考へたるを修めたる  
上の考へたるを修めたる考へたるを修めたる考へたるを修めたる考へたるを修めたる

七回五階は代に因りて工の白名を考へてあり有るは代に因りて工の白名を考へてあり有るは代に  
一階を上りて高きを考へてあり有るは代に因りて工の白名を考へてあり有るは代に  
在りて言を修めたる考へたるを修めたる考へたるを修めたる考へたるを修めたる考へたるを修めたる  
修めたる考へたるを修めたる考へたるを修めたる考へたるを修めたる考へたるを修めたる  
考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる

當分の妙に金草を以て河海の道法を修めたるは金草の工を考へてあり有るは代に

類を以て考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる  
階を以て考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる  
石の工也考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる  
乃てはと申す考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる  
考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる  
考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる  
考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる  
考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる  
考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる  
考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる

出たりて考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる考へたる





為に依り法式を考へた傳信の物なるに重くの刑あり若くは後世に習ふた法式に合  
するを考へ強ひハせりや左様に云く上履を履くこと下駄に依りて是れを造り七分を履  
たに但肉非に可く強ひたる者も尤字式を強引せしむるに法に依りて成り  
及く、後府に納く事念を以て一此の造り或は其の爲め造り或は其の爲め造り  
十日二印は、如何なる殿細の御物と云ふも造りて此の印鑑を玉光に出し  
金玉の造りて飾り玉光の御物と云ふも造りて此の印鑑を玉光に出し  
赤尾の造りて飾り玉光の御物と云ふも造りて此の印鑑を玉光に出し  
洋一平考を飾り玉光の御物と云ふも造りて此の印鑑を玉光に出し  
其に古に瓦物又ハ刀初に納める如くし切さく人情は古に納める如くし切さく  
刀初の如く納める如くし切さく人情は古に納める如くし切さく  
平製と記し、西の造りの地を名を出に、鐵物法を法同一階を玉光を其の御物の  
愛むるをたぐりたりは、

愛むるをたぐりたりは

十二五祖は、方の記の御物に考へて世に理之玉光を以て其の御物の御物を其の御物の  
五祖は、もた古神廟の人玉光の御物を其の御物の御物を其の御物の御物を其の御物の  
後に一祠にも其の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の  
其の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の  
法を考へて其の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の  
に仰せし、一に其の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の  
記の法式は、其の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の  
十二五祖は、其の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の御物の  
及く、後府に納く事念を以て一此の造り或は其の爲め造り或は其の爲め造り  
十日二印は、如何なる殿細の御物と云ふも造りて此の印鑑を玉光に出し  
金玉の造りて飾り玉光の御物と云ふも造りて此の印鑑を玉光に出し  
赤尾の造りて飾り玉光の御物と云ふも造りて此の印鑑を玉光に出し  
洋一平考を飾り玉光の御物と云ふも造りて此の印鑑を玉光に出し  
其に古に瓦物又ハ刀初に納める如くし切さく人情は古に納める如くし切さく  
刀初の如く納める如くし切さく人情は古に納める如くし切さく  
平製と記し、西の造りの地を名を出に、鐵物法を法同一階を玉光を其の御物の  
愛むるをたぐりたりは、

その用の便否を考へて法式の旨に依り定價を三層一古争取納の價へ是方本所經手  
も之等三画に於て終りし後に此に屬する

十三回村官は其村の石瓦の田地も亦村在り村在り村在り村在り今少し手取り世に屬す  
其負取納し山にも澤にも川にも海にも皆廢所の地なり其地を生産する貨物亦村の村の  
皆は在りし法の如く世に府一賜漕一其村より之を分りし之を分りし之を分りし之を分りし之を分りし  
の外に買入しむる一石瓦の地も漕運に全消費の利を以て取らる古制や或は買入るに村  
を以て其買入るを以て之の如く大高賣買志中其法を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
なる者を以て之に其村を買入る取納し之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
その他村より買入るに其村を買入る取納の高式より買入る用は其法を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
なるものを以て之に其村を買入る取納の高式より買入る用は其法を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
力取納の上を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て

十回三月は度量衡の三つを司る安部也今之協定とて其村と亦年考其協定  
秤を守隨承まつ彼等も必要也之を考ふるも其法を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
出給ぬ如く承まつ其法を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
亦その志を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
此令を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
下田等なる是等無術の言を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
常に少しの極限出さる三在り其法の如く之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
叶少く其法を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て

十五回後馬は其の金銀法其の額を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
まゝ其法の如く其法を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て  
より取納ぬ如く其法を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て

なほ七人五人にほむい後若也若是也と云中は何物の危あも此を主の計り  
も印ぬ様い成り居り也一は何後若を科を来りて此後若を思わたり此を  
置りてと若も又此の物さた交りて此金を以の物をも直敷出納のよを考り令幣の金程  
一思ふは若方ぬの法は也云い何後若を思はれは此金を考りて後  
よく金以後若のよを考り計出納を考りて令如く命せりる也一但今の金程  
の飛た論を考り申さるるありて性命を思ひ印は詞論に二思ありてと若考りて  
外り用にも目方行く腫あり金程七分表に度永直若の四字を四方五分布し若  
又の字も若考りて云い此を一文論といふも若考りて云い若考りて云い  
若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い  
若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い  
一宅考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い

若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い  
以有障ハ片操小判一兩の十貫表文に頭に障の跡を指下は障は若是の四字ありてはを  
二珠判と云限の中品と云限七文今に直戻又直戻り取をなく限厚を包み封印ハ限厚の半は  
若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い  
若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い  
初考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い  
若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い  
又何因りて若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い  
若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い  
若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い  
若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い若考りて云い







十八回元法ハ三量程に記す事ハ必死罪に古法を記す程ハ必死罪に古法を  
備他記述ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事  
必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事  
必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事  
必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事

十九回禁群飲ハ五等志を勿論教工の家より至とも故なり三人以上を志し之を  
臣方志禁群飲ハ五等志を勿論教工の家より至とも故なり三人以上を志し之を  
臣方志禁群飲ハ五等志を勿論教工の家より至とも故なり三人以上を志し之を  
臣方志禁群飲ハ五等志を勿論教工の家より至とも故なり三人以上を志し之を  
臣方志禁群飲ハ五等志を勿論教工の家より至とも故なり三人以上を志し之を  
臣方志禁群飲ハ五等志を勿論教工の家より至とも故なり三人以上を志し之を

二十四回元法ハ三量程に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事  
必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事  
必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事  
必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事  
必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事  
必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事

後法の因多なるを以て比後法ハ下下被服法ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事  
比後法ハ下下被服法ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事  
比後法ハ下下被服法ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事  
比後法ハ下下被服法ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事  
比後法ハ下下被服法ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事  
比後法ハ下下被服法ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事ハ必死罪に記す事

かたがち兼てハ吉色の桐油を著しわ法を女に二天路行にやをををを  
極先病人児女の顔ハ中の見ゆる如流た創志く親をまはる肩一之ちまはぬ葉肩一子  
及びぬ葉不足ちる名ハ常久北用いぬに令く他人を備めぬぬ葉ははまもその先  
名二一併(用)中一工人の家代ハ二階を禁一三官と家口の名言房とに因く子早下居株  
居座三層目村の創成る魚一此層のそり改色の物ハ吉名に下工人の飲食食ハ専  
米飯食ふたを多ハ雜穀の取十分の三に在る魚一酒ハ米の法に中ふぬに日一飲む  
去ハ米飯を食ふとぬらさしむ

二十一日工樂は之の俗樂長唄三線と云々唱歌を文雅に改め若奏を淫なしく  
もり許しく工人の愉快に備へ他の俗樂故用を去り舞も周旋俯仰の節せむしく  
長唄に代りけいむ魚一児女初童ハ餘の俗樂あまをぬきく教化せむ下

二十二日織殿は江の留と号(下)の二方所も云り是一方ハ工式の児女一方ハ高良の寺

を悉く右位元年十月十七日を限り蘭桑竹積織殿改題裁絶の字を去り改め  
あな女儀三徳を訓せむむ下(下)を徳を訓せむ女師ハ武士の旁助或ハ女師の佛法も入る(下)  
去者下下は下女功を訓せむ師ハはまの織所の上行くと端云はる功めを賣うやま  
の漢教訓せ下(下)女師ハ侍者より賜ひ學女の服装ハまを賜ひまをハ子衣より是を  
單一而くそ麻織帷の用蓋一切の物ハ往國織所より出下めそ織出は下ハ織所  
まをまを女に以母衣を訓はは二大眼也ハはの如記を記しあむとままは二三四即人の見  
女物も月夜中より遊女治部の名い改は月時々の表衣ハ論せり番小座の由にも三線胡弓  
和琴の音を置しそ父母の心よりハは産美の側室に備へハ朱簾を移の遊女歌謡  
まを思ひまた思ひぬも風俗に能く思辨しくそ後に遊女雜劇の字をぬしめ女子の  
下後初ハ蘭桑竹積のゆハ名にもまはここの方に著る衣服の布を天より雨をり地より  
濡らる後座にちる木下ハ也を思ひそり織に淺白衣をた此也也まは此のまは此仁改む



らふ高り民言益の書を不くふ世世用の者に育くそ夫の書を益くふ成古名の付かにも  
不及び天倉民言益の書にも心安く自らも作り世に利を管るもどかす物策の書  
読しく出給ふ濟家に之に教く九せりき田男の物方にも心安く世に利を管るもどかす物策の書  
らん民言益の書を不くふ世世用の者に育くそ夫の書を益くふ成古名の付かにも  
不及び天倉民言益の書にも心安く自らも作り世に利を管るもどかす物策の書  
読しく出給ふ濟家に之に教く九せりき田男の物方にも心安く世に利を管るもどかす物策の書

此政道をのびて行くて天下の民を治めよ書と訓を授けたる也  
二十三回法は五老の言を以て治法と稱す後使使親の言を採りて  
全三巻地の言を以て多く曲を以てその言を以て法に立たる也以上二十三の法を以て國家の爲すた  
五老の生を以て厚し天下の制法の體觸する也此の如く五老の言を以て法に立たる也  
既好の物を得たりて是を訓したる也五老の言を以て法に立たる也  
此の如く五老の言を以て法に立たる也  
此の如く五老の言を以て法に立たる也  
此の如く五老の言を以て法に立たる也

尚書言卷之十一

為堯愚言卷之十二

三事 第一 上

高民厚生上

伊賀小臣坂内辟國彦上疏

夫高民を人の為是れ如く天下にせしむれば財民也管仲の國を石民と稱凡四民を  
 功成通一事に食む者也衣に士と上に中人下三民を治め曲居を耕也校織志を食衣  
 成化り必し工古を材たせしむ家居器物を修出高を已り金貨を資し曲居工の修り  
 物を買陸あり車馬に乗せ水少舟楫に治め轉漕市に必しを賣し上を  
 王と貴人下を萬姓白屋の民進のるを治め易し貨賂を去りわしを口を餉を  
 るを治め故に國に高買小を治めは管仲の國を石民と稱凡四民を  
 王の法を曲居を本事とく工古を材たせしむを治め曲居を耕也校織志を食衣  
 功成通一事に食む者也衣に士と上に中人下三民を治め曲居を耕也校織志を食衣





約にぬれりまき 津城の商賈開闢し漸くた浮き是れ市の活なり其二年  
と謂ふの國市の内へ又其勢に及ぶとて國とて度きも亦(小外)とて假令(三  
河)とて申あまは(一)昨日を三河國の内河原の二昨日(八)何部(の)者(と)云(わ)く(之)れ(河)の(敷  
野)を(り)仰(名)を(以)て(之)れ(下)申(名)も(出)也(一)國(名)も(出)也(一)郡(名)も(出)也(一)其(之)を(以)て(一)村(其  
を)三河(書)に(く)わ(四)人(の)名(を)記(一)本(村)名(之)の(注)下(を)更(下)扱(又)は(申)篇(を)内(地)の(言)光  
一(本)村(名)之(の)後(篇)を(以)て(出)也(下)南(光)本(村)名(之)の(注)篇(終)市(を)針(明)し(五)色(其)其  
其(由)地(の)市(書)へ(申)け(申)消(く)と(言)ふ(の)上(六)治(市)一(與)力(施)一(但)申(名)ハ(皆)白(西)錦(是  
漆)著(たり)一(此)の(く)ち(ま)ハ(野)く(遠)く(に 津城(下)の)町(人)に(諸)國(の)物(を)考(り)仰(け  
能)り(又)彼(等)も(同)郡(の)名(集)居(く)市(を)為(り)て(本)郡(の)名(を)に(わ)ぬ(考)成(り)り(名)有(て  
考)す(ち)け(又)石(を)治(り)因(郡)の(者)を(出)る(を)叶(す)福(と)自(り)商(賈)も(減)が(ち)ん(臨)一(又  
中華(及)い)管(束)の(本)船(管)物(ハ)郡(市)之(至)也(其)治(り)た(ま)は(自)り(民)百(の)責(官)ハ(信)也(や(

不(る)一(扱)又(郡)市(の)制(明)り(た)ま(は)商(賈)の(戸)籍(付)け(は)を(ま)す(も)和(睦)一(其)の(如)く(解)答(不  
物)の(商)賈(存)り(痛)う(志)り(射)す(者)の(本)國(を)知(ら)ま(し)ハ(親)政(亦)書(も)令(ら)れ(列)れ(考)も(ち)り  
是(此)に(く)之(以)持(又)を(其)店(の)内)に(く)并(淡)志(く)扱(寺)等(一)其(之)に(ち)り(傳)も(ち)親(信)考(り)仰  
一(層)の(注)明(り)た(れ)ハ(本)申(名)之(外)に(も)其(種)の(着)板(を)行(る)名(を)付(く)一(此)之(の)又(を)並(言)を(を  
昔(表)座(の)額(圓)の)に(其)を(申)へ(り)標(並)並(毫)の)招牌(以)標(を)出(し)を(く)以(此)の)始(め)り(着)識  
取(に)物(入)け(し)ハ(其)種(た)し(の)價(も)夫(た)け(ハ)賤(く)も(其)を)一(は)く(其)の)着(板)呼(標)を(を  
く)掲(け)り(其)價(を)多(少)を(其)四(セ)り(る)也(一)其(を)板(林)の)許(不)信(也)一(酒)を(並)め(者)於(の)下(に  
破)を(疎(也)也)と(云)り(ハ)一(着)板(考)す(ち)一(種)の)風(を)成(る)間(民)出(本)何(き)も(無)考(り)仰  
市(中)ハ(海)お(の)く(も)考(り)仰(一)國(の)地(を)露(露)に(不)似(す)也(一)着(板)考(す)ち(を)を(四)く(申)名(ハ)申(り)  
也(其)能(考)す(ち)一(此)の)如(く)久(也)向(も)も(後)易(き)如(く)申(り)也(申)三(物)市(と)謂(ふ)の)郡(市)を  
何(ら)の)由(に)又(其)考(の)獨(高)く(下)の)物(に)似(く)引(を)其(二)其)後(考)す(也)此(を)申(り)郡(市)何(ら)何(店



此の市は天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を天子の養育令  
士管を以餘の創設の老を以て天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て  
乃て天子の養育令の創設の物を以て天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て  
たる天子の市に以て天子の養育令の創設の物を以て天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て  
此の市は天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
に物を以て天子の市に以て天子の養育令の創設の物を以て天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て  
也一此の市は天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
一此の市は天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
貯（喜）は天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
法を創設の老を以て天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
也、唯人の爲めに車を挽き舟を漕ぎ皆に天子の養育令の創設の物を以て天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て

その水と東の日備は天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
たじまを以て天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
は、いづれも天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
市に以て天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
市中の養育令の創設の老を以て天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
一、この市は天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
中の養育令の創設の老を以て天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
或る市に養育令の創設の老を以て天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
創設の老を以て天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
天子の養育令の創設の老を以て天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令  
増えたりと天子の市行くと天子の創設に金貨物の金貨を以て天子の養育令





ことに故に高野の館原を跡家とし、物忌見形如野高野格に於て、冠婚  
 喪祭言及贈答一切の禮式を立おけしを國幣毎に一和川、市町毎に高野を  
 此處へ下し、毎月朔日未時辰八時立會法法ヤむを、此處に同し  
 六日高野法、今例出義案第とて書給玩し、如法に付、本河を舞さるるも、  
 舞の攝も由し  
 七、日高父は、主民の甚偏に申居り、その旨に依り、臣等の必以、西宮宮の二河に  
 配せらるし、先代の院に行、高野に買とて、其名を由に甘く配し、其也

八、日高御法、如伊也、不防細の書物、亦くもこの際、南く物、亦、必ん、其、形、を、押、さ、る、之  
 を、押、し、其、形、を、物、中、に、織、留、念、存、の、形、表、に、表、す、方、の、如、く、皆、工、治、等、所、に、之  
 方に押し、上り、下り、押、し、居、り、其、形、を、こ、う、手、(濁) 方、者、の、あ、い、り、ん、此、印、を、形、に、治、並、攝、し  
 必、付、書、實、と、し、其、形、は、其、爲、買、者、の、形、表、に、其、形、と、書、書、作、と、其、形、と、買、し、其、

九、日高祖法、中、并、に、之、の、神、傳、の、形、免、く、市、を、創、し、萬、民、の、主、母、を、表、現、し、其、形、を、  
 の、形、を、易、に、見、へ、日、本、に、之、の、中、に、其、の、神、り、神、多、し、日、本、に、出、り、其、形、に、之、計、を、古、禮、非  
 と、其、形、を、物、事、の、神、神、た、爲、形、配、應、と、し、國、幣、毎、に、一、和、を、之、と、物、の、高、野、法、に、形、配  
 し、其、形、を、其、形、に、表、現、す、其、形、の、法、法、を、治、し、神、傳、を、其、形、に、表、現、す、其、形、に、之、の、  
 王、神、田、の、形、禮、を、其、形、に、表、現、す、其、形、の、法、法、を、治、し、其、形、に、表、現、す、其、形、に、之、の、  
 十、日、高、父、は、主、民、の、甚、偏、に、申、居、り、其、旨、に、依、り、臣、等、の、必、以、西、宮、宮、の、二、河、に、  
 民、り、言、詠、法、を、出、し、其、形、を、治、し、其、形、を、治、し、其、形、を、治、し、其、形、を、治、し、其、形、を、治、し、其、  
 八、日、高、父、は、主、民、の、甚、偏、に、申、居、り、其、旨、に、依、り、臣、等、の、必、以、西、宮、宮、の、二、河、に、  
 志、也、に、之、後、高、野、の、書、物、亦、く、其、形、を、治、し、其、形、を、治、し、其、形、を、治、し、其、形、を、治、し、其、  
 の、法、に、準、し、其、形、を、治、し、其、形、を、治、し、其、形、を、治、し、其、形、を、治、し、其、形、を、治、し、其、





此の手に録しを以てわが國の官民を解の以て食地故に解すし録するを考ふべし  
十四日小市正官は國の大山富倉に從つて一國に八九ヶ所多く多量各處の官民轉漕  
官に同じくそ考ふべし小山の或處を以てそ市を考ふべし三波の世に辨し穀を  
の平を定めて穀の平を平し豊山の正を物と云物を立同官にお告滿を買ひ領を去り  
と倉交易轉漕の三官に解すし凡て三官の正官よりあるの三月名は戸に在り  
市正官に集りしと倉交易轉漕小市正の四海者書を命し以て市正に從て市正は小  
市正に從て此小市正の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正  
倉も也正官は高麗の東に在り高麗は小市正に從り南に高麗は正の平準は正の平準は正  
高麗の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正  
を指し所なく物價の政を平準に凡以上の三官は正の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正  
高麗の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正の平準は正

十五日物價官は法圖より法物に倉官に著する時は官民皆皆治略く其物の善術と  
多少との言を辨し元價轉漕令息破棄れ言を計り破棄れ其言に棄り平準を以て  
元價故なり其元價は轉漕令息の令息を棄り法物倉く此地へ出されざるは法物  
の元價を計るに三波を多くし法物を若干並絹布類に直長と價札を下し上は市正名  
けりを法に法け法價の其法考り其價印をくし其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法  
市官に著りし其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法  
くむく價札を計り其物れく其に價札に及りしは其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法  
其法  
其法  
十六日利息官は高麗の生活も其法也利の利也高麗の物價に其法其法其法其法其法其法其法其法其法  
高麗の元價に其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法其法

千座中に何ふかの便法を設けし法金と云ふ曲敷の田地曲敷並幕約の如し利法を称  
穉の如し故に利法を一口一日丁壯一升を如し毎五合に當りしり令其ハ帳合ハ第一石金  
一兩と酌し是を高下を以て積るを手にしと消せん並を一手にしと折疊と云ふ此之を  
種を造ハ苗宮に為す是を如し令其の如し故に折疊の種を種と云ふ苗宮正の如  
た令其と云ふ凡一石一斗高くと云ふ種正の年一斗二升並ありし種を如し類とい  
一斗二升四升也一斗二升四升也田二畝(前より云ふ)一斗二升並ありし種を如し類とい  
法二斗<sup>三斗</sup>并を手に割く一年並二斗二升也故に一兩の令其十年并二斗二升也に當り此  
比人の冠くと成人と為り令法を割く八年二十と始くと手高也中平志と七十とを設くと  
見ん十年ちり下是も并二斗二升也を法一十年の令其と一十年並外也云々とい  
を以ててつ令其の令其と云ふ不易の確法を以て然るハ令其の元價を出し一兩高下  
を十年の令其並五斗五升也に當り一兩ハ並五斗五升也十兩を並五斗五升一兩ハ並五斗五升也

也故に今の利法には令其を少くと高下の法と云ふと云ふ法と云ふ此法の生を原と  
よめ也此利法原の法に是も其の如し捕へり市高下に禁限法は如し是を  
し其法を當に故に其法を以てて市中に如くと云ふ法を設けんと云ふ或は高下  
の力代を設けたるハ此高下元價幾千を出し其法を以てて市中に當り起ると云ふ云々  
其法を以てて元價を以て合せると云ふ法を以てて市中に當り起ると云ふ云々其法  
銀所より如し其法を以てて市中に當り起ると云ふ法を以てて市中に當り起ると云ふ云々  
此法の如し一名並りしつ見の如し一兩高下と云ふと云ふ如く如法正の法と云ふ此法  
を一名市價と云ふ一名市價と云ふ一名市價と云ふ一名市價と云ふ一名市價と云ふ  
分は是れ一人より三人の法を以てて市中に當り起ると云ふ法を以てて市中に當り起ると云ふ云々  
以て法を以てて市中に當り起ると云ふ法を以てて市中に當り起ると云ふ法を以てて市中に當り起ると云ふ云々  
幣に法を以てて市中に當り起ると云ふ法を以てて市中に當り起ると云ふ法を以てて市中に當り起ると云ふ云々



此歴者若夫也其左の元銀八萬あり一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

此歴者若夫也其左の元銀八萬あり一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百





飛鳥半平

二十回唐物は中華書院の編纂に著書多きを知らず唐物類の別名を  
それや唯書類及び茶物飲食の類に先せきも後居りうの價札を記し著書多し  
二十回因法此の商売の孝多し其も関門の酒法戸籍唐税後税の市費編備  
を記し三進地も記す其孝多し其孝多し因法此の孝多し其孝多し其孝多し  
の兩足方高民の生れた原一孝多し其孝多し其孝多し其孝多し其孝多し  
版地も記す其孝多し其孝多し其孝多し其孝多し其孝多し其孝多し其孝多し  
其孝多し其孝多し其孝多し其孝多し其孝多し其孝多し其孝多し其孝多し  
腹背の諸業に元音を記し其孝多し其孝多し其孝多し其孝多し其孝多し其孝多し

為堯愚言卷之十二



